

◎教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>教育職員免許法の一部を改正する法律</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律</p> <p>（教育公務員特例法の一部改正）</p> <p>第一条 〔略〕</p> <p>（教育職員免許法の一部改正）</p> <p>第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十四条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定 令和五年四月一日</p> <p>（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）</p>

〔削る〕

〔経過措置〕

第二条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、この法律による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日（附則第十条において「施行日」という。）以後は、有効期間の定めがないものとする。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第三条 〔略〕

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 〔略〕

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二條の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。

〔教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置〕

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日（附則第十二条において「施行日」という。）以後は、有効期間の定めがないものとする。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第四条 〔略〕

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 〔略〕

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正〕

〔削る〕

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 〔略〕

(独立行政法人教職員支援機構法の一部改正)

第六条 〔略〕

(構造改革特別区域法の一部改正)

第七条 〔略〕

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 〔略〕

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

一部改正)

第九条 〔略〕

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

一部改正に伴う経過措置)

第十条 〔略〕

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

第六条 〔略〕

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 〔略〕

(独立行政法人教職員支援機構法の一部改正)

第八条 〔略〕

(構造改革特別区域法の一部改正)

第九条 〔略〕

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 〔略〕

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

一部改正)

第十一条 〔略〕

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

一部改正に伴う経過措置)

第十二条 〔略〕

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 [略]

(政令への委任)

第十二条 [略]

する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 [略]

(政令への委任)

第十四条 [略]